

第29号議案

ポートアイランド市民広場条例の一部を改正する条例の件
ポートアイランド市民広場条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年2月12日提出

神戸市長 久 元 喜 造

ポートアイランド市民広場条例の一部を改正する条例
ポートアイランド市民広場条例（昭和56年12月条例第33号）の一部を次のよう
に改正する。

別表第1号の表中央広場の項中「25,920円」を「26,400円」に、「31,063円」
を「31,638円」に改め、別表第1号の表モニュメント広場の項中「11,211円」を
「11,419円」に、「13,474円」を「13,724円」に改め、別表第1号の表画廊の項
中「21,600円」を「22,000円」に改める。

別表第2号の表を次のように改める。

(2) 駐車場の使用料

区 分		使 用 料
普通 駐車 料金	午前7時30分から午後10時ま で	1回につき1時間までごとに160円 (1回につき5時間を超える場合に あっては、800円)
	午後10時から翌日の午前7時 30分まで	1回につき 800円
回数駐車料金（プリペイドカードそ の他の普通駐車料金で3,520円分の 駐車場の使用を行うことができる前 払式支払手段の料金をいう。）		3,200円

備考

- 1 この表において「1回」とは、駐車場の使用の回数が1回である
ことをいい、駐車場へ入車してから出車するまでの間を1単位とし
て数えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず，午後10時前から午後10時後まで引き続いて駐車場を使用する場合にあっては，午後10時に出車し，かつ，同時刻に入車したものとみなして，駐車場の使用の回数を算定するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず，午前7時30分前から午前7時30分後まで引き続いて駐車場を使用する場合にあっては，午前7時30分に出車し，かつ，同時刻に入車したものとみなして，駐車場の使用の回数を算定するものとする。

別表第3号の表業として写真（広告写真を除く。）を撮影する場合の項中「1,234円」を「1,257円」に改め，別表第3号の表業として広告写真を撮影する場合の項中「43,200円」を「44,000円」に改め，別表第3号の表業として映画を撮影する場合の項中「86,400円」を「88,000円」に改め，別表第3号の表寄附金品の募集その他これに類する行為をする場合の項中「103円」を「105円」に改める。

附 則

この条例は，社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）附則第1条第2号に定める日から施行する。

理 由

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行等に伴い，条例を改正する必要があるため。

(参 考)

ポートアイランド市民広場条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

別表 (第11条関係)

(1) 第4条第1項の許可に係る使用料

施 設		使 用 日	使 用 料
名 称	面積の概数(単位平方メートル)		
中央広場	3,000	平日	1日につき <u>25,920円</u>
		土曜日、日曜日及び休日	1日につき <u>31,063円</u>
モニュメント広場	1,300	平日	1日につき <u>11,211円</u>
		土曜日、日曜日及び休日	1日につき <u>13,474円</u>
画廊	308	平日、土曜日、日曜日及び休日	1日につき <u>21,600円</u>

			<u>26,400円</u>
			<u>31,638円</u>
			<u>11,419円</u>
			<u>13,724円</u>
			<u>22,000円</u>

備考 略

(2) 駐車場の使用料

区 分	使 用 料
普通駐車料金	1時間までごとに 150円
定期駐車料金	1箇月につき 30,900円

(2) 駐車場の使用料

区 分		使 用 料
普通駐車	午前7時30分から午後10時	1回につき1時間までごとに160

回数駐車料金	1冊（150円券22枚）につき 3,000円
--------	---------------------------

料金	まで	円（1回につき5時間を超える場合にあっては、800円）
	午後10時から翌日の午前7時30分まで	1回につき 800円
回数駐車料金（プライベートカードその他の普通駐車料金で3,520円分の駐車場の使用を行うことができる前払式支払手段の料金をいう。）		3,200円

備考

- 1 この表において「1回」とは、駐車場の使用の回数が1回であることをいい、駐車場へ入車してから出車するまでの間を1単位として数えるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、午後10時前から午後10時後まで引き続いて駐車場を使用する場合にあっては、午後10時に出車し、かつ、同時刻に入車したものとみなして、駐車場の使用の回数を算定するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、午前7時30分前から午前7時30分後まで引き続いて駐車場を使用する場合にあっては、午前7時30分に出車し、かつ、同時刻に入車したものとみなして、駐車場の使用の回数を算定するものとする。

(3) 第10条第1項の許可に係る使用料

区 分	使 用 料
業として写真（広告 写真を除く。）を撮 影する場合	1人1日につき <u>1,234円</u>
業として広告写真 を撮影する場合	1日につき <u>43,200円</u>
業として映画を撮 影する場合	1日につき <u>86,400円</u>
寄附金品の募集そ の他これに類する 行為をする場合	1平方メートル1 日につき <u>103円</u>

備考 略

	<u>1,257円</u>
	<u>44,000円</u>
	<u>88,000円</u>
	<u>105円</u>